

瀬戸市週休2日制工事試行要領

(趣旨)

第1条 この要領は、企業及び労働者の労働環境改善に向けた意識向上並びに建設業へのPRを推進するとともに、建設業の週休2日（土曜日、日曜日及び休日を現場閉所し、就業者が休業することをいう。以下同じ。）の更なる普及に向けて取り組むため、本市が発注する工事において週休2日制を試行するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 休工 巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて、1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。
- (2) 工事完了日 完了届提出日をいう。
- (3) 完全週休2日取得率 対象期間（第4条第1号アに規定する対象期間をいう。）の全週間数に対する土曜日及び日曜日を休工とした週間数の割合をいう。
- (4) 休日取得率 対象期間（第4条第1号ア又は第4条第2号アに規定する対象期間をいう。）の全日数に対する休工日数（曜日及び理由にかかわらず休工した日を合計した日数）の割合をいう。

(対象工事)

第3条 この要領の対象とする工事（以下「対象工事」という。）は、企業及び労働者の労働環境改善に向けた意識向上を図り、週休2日の取組を促進するもので、現場条件等によって工期延長が生じかねない不確定要素が少なく、週休2日の確保が可能な工事のうち市長が指定したもの（以下「発注者指定型」という。）を対象とする。

(形式)

第4条 週休2日制工事の形式は、次のとおりとする。

- (1) 完全週休2日制工事 次の対象期間において休工対象日に休工を実施する工事
ア 対象期間 契約締結日の翌日から工事完了日までとする。ただし、次に掲げる期間（以下「非対象期間」という。）は対象期間から除く。
 - (ア) 準備期間（契約締結日の翌日から施工を開始するまでの期間で、現場事務所等の設置及び測量はこの期間に含む。）
 - (イ) 後片付け期間（施工を完了した日の翌日から工事完了日までの期間）
 - (ウ) 夏季休暇（3日間）
 - (エ) 年末年始休暇（6日間）
 - (オ) 工場製作のみの期間
 - (カ) 施工開始日が、火曜日から土曜日までの間の場合、施工開始日を含む週

- (キ) 施工完了日が、日曜日から木曜日までの間の場合、施工完了日を含む週
 - (ク) 工事全体を一時中止している期間
 - (ケ) 発注者が対象外とする作業を実施する期間（施工条件、地元条件、災害対応等、受注者の責によらず週6日以上現場作業を余儀なくされる期間）
- イ 休工対象日 原則、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）とする。なお、地元条件により、土曜日又は日曜日に作業を行い、同一週（土曜日の場合はその前の月曜日から金曜日まで、日曜日の場合はその後の月曜日から金曜日まで）で振替休工を取得した場合は休工と認めるものとする。
- (2) 週休2日制工事 次の対象期間の全日数の28.5%（2/7）以上の日数の休工を実施する工事。なお、休工の日及び理由にかかわらず休工と認める。
- ア 対象期間 前号アに同じ。
 - イ 休工日の設定 建設業の働き方改革を推進する観点から、受注者は4週8休（4週間ごとに8日休工することをいう。以下同じ。）以上が達成できるよう努めるものとし、毎週土曜日を休工とするよう努めるものとする。

（取組内容）

第5条 取組内容は、次のとおりとする。

- (1) 発注者は、特記仕様書において、以下のことを明示する。
 - ア この要領の対象工事であるか否か
 - イ 対象工事の場合で、第4条第1号ア(ケ)に該当する非対象期間を設定する場合はその内容
 - ウ 対象外工事の場合はその理由
- (2) この要領の対象工事は、工事名の末尾に「(週休2日)」を追記する。
- (3) 発注者は、対象工事の当初設計において、4週8休以上の達成を前提とした経費の補正を行うとともに、変更設計時に休工状況の適用区分に応じて補正率を変更するものとする。
- (4) 対象工事の受注者は、契約後、完全週休2日制工事又は週休2日制工事（以下「週休2日制工事等」という。）のいずれかを選択し、施工計画書を提出するまでに、休工の取得計画及び非対象期間が分かるように実施工程表を作成の上、工事打合簿により監督員と協議を行うものとする。なお、施工開始後の形式の変更はできないものとする。
- (5) 対象工事の受注者は、第7条に規定する取組証の発行を希望する場合は、工事完了日までに申し出ること。
- (6) 対象工事の受注者は、毎月5日までに工事打合簿により実施状況（休工日及び非対象期間を明示）を提出するものとし、監督員はこれを確認する。
- (7) 発注者が、週休2日制工事等に係るアンケート調査又はヒアリング調査を実施す

る場合には、受注者は、これに協力しなければならない。

- (8) 対象工事の受注者は、4週6休（4週間の間に6日休工することをいう。以下同じ。）以上達成できなかった場合は、未達成の要因及び改善策を工事完了検査日までに発注者に報告する。ただし、受注者の責によらず達成できなかった場合は、この限りでない。
- (9) 受注者は、休工とした日に現場を閉所し、就業者の休業が図られるよう配慮しなければならない。
- (10) 受注者は、公衆の見やすい場所に週休2日制工事等である旨を明示する。この場合において、その記載内容は次の様式を参考に作成し、その大きさは日本産業規格A列3番以上とする。

週休2日制工事等

この工事は、建設産業の労働環境を改善するため、週休2日の確保に取り組む工事です。

発注者：瀬戸市

施行者：○○○○○○○

(工事成績評定)

第6条 工事成績評定については、次のとおり行うものとする。

(1) 完全週休2日制工事

ア 完全週休2日制工事については、完全週休2日取得率が70%以上かつ、休日取得率が、28.5%（2/7）以上の場合、工事成績評定表（瀬戸市工事等成績評定要領（平成2年9月1日施行）に定める工事成績評定表をいう。以下同じ。）の「6. 社会性等 I. 地域への貢献等」において評価する。

イ 完全週休2日取得率取得率は、次の方法により算出するものとする。

(ア) 日曜日から土曜日までを1週間として算出する。

(イ) 非対象期間により、土曜日又は日曜日のいずれかが欠ける週は、0.5週間として算出する。

(ウ) 土曜日及び日曜日のほか、休日の休工は、1日当たり0.5週間分の休工週として加算する。

(エ) 施工開始日が月曜日の場合は、前日の日曜日を含めて第1週目とする。

(オ) 施工完了日が金曜日の場合は、翌日の土曜日までを含めて最終週とする。

ウ 明らかに受注者に週休2日に取り組む姿勢がみられなかった場合は、工事成績評定表の「7. 法令遵守等 9. その他」の項目において、2点減ずる。

(2) 週休2日制工事

ア 週休2日制工事の実施工事については、休日取得率が、28.5%（2/7）以上の場合、工事成績評定表の「6. 社会性等 I. 地域への貢献等」において評価する。

イ 週休2日取得率は、次の方法により算出するものとする。

(ア) 施工開始日が月曜日の場合は、前日の日曜日を第1日目とする。

(イ) 施工完了日が金曜日の場合は、翌日の土曜日を最終日とする。

ウ 明らかに受注者に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合は、工事成績評定表の「7. 法令遵守等 9. その他」の項目において、2点減ずる。

(取組証の発行)

第7条 市長は、前条の規定により工事成績評定において評価した場合で、受注者が希望するときは、監督員は、工事目的物の引き渡し後、速やかに受注者に対して週休2日制工事取組証(様式1)(以下「取組証」という。)を発行するものとする。ただし、最終契約金額が1千万円未満の工事については、工事成績評定において評価した場合でも取組証は発行しない。

(週休2日の取得に要する費用の計上)

第8条 この要領の対象工事における経費の補正については、次のとおりとする。

(1) 補正率は、次のより補正を行うものとする。

ア 休工状況の適用区分 休日取得率に応じ、休工状況の適用区分は、次の表のとおりとする。

休日取得率	休工状況の適用区分
28.5%以上の場合	4週8休以上
25%以上28.5%未満の場合	4週7休以上4週8休未満
21.4%以上25%未満の場合	4週6休以上4週7休未満
21.4%未満の場合	4週6休未満

イ 補正率 それぞれの経費に次の表の休工状況の適用区分の項の区分に応じ、各欄の補正係数を乗じて算出するものとする。なお、現場作業を伴わない工場制作に係る費用及び測量、調査、設計等外注が想定される業務の労務費については、補正の対象としない。

休工状況の適用区分	4週6休以上 4週7休未満	4週7休以上 4週8休未満	4週8休以上
労務費	1.01	1.03	1.05
機械経費(賃料)	1.01	1.03	1.04
共通仮設費率	1.02	1.03	1.04
現場管理費率	1.03	1.04	1.06

(備考) 市場単価の補正対象及び補正係数は別表による。

(対象工事への変更)

第9条 受注者が対象工事に変更することを希望する場合は、市長へ変更協議を行い、対象工事とすることができる。ただし、このことによる工期延期は行うことはできな

い。なお、公共建築工事費積算基準を適用する工事を対象工事とした場合は、第8条における補正率は、「建築工事における週休2日制工事実施要領（愛知県建築局 令和4年4月1日施行）第5条（1）補正方法」に定められた補正率を使用する。

（工事名）

第10条 市長は、発注者指定型で発注する工事については、当該工事名の末尾に「（週休2日）」を明記するものとする。

（特記仕様書）

第11条 市長は、発注者指定型で発注する工事について、特記仕様書に工事標準仕様書に記載する週休2日制工事（発注者指定型）の対象工事であることを明記するものとする。

（入札公告）

第12条 市長は、発注者指定型で発注する工事について、原則として入札公告文中に「本工事は、瀬戸市週休2日制工事試行要領に基づく、週休2日制試行工事（発注者指定型）である。」と記載するものとする。

（雑則）

第13条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

この要領は、令和6年3月1日から施行する。

別表（第8条関係）

週休2日制工事における市場単価積算の補正係数の設定

名称	区分	補正係数		
		4週6休以上 4週7休未満	4週7休以上 4週8休未満	4週8休以上
鉄筋工		1.01	1.03	1.05
ガス圧接工		1.01	1.02	1.04
インターロッキングブロック工	設置	1.00	1.01	1.02
	撤去	1.01	1.03	1.05
防護柵設置工（ガードレール）	設置	1.00	1.01	1.01
	撤去	1.01	1.03	1.05
防護柵設置工（ガードパイプ）	設置	1.00	1.01	1.01
	撤去	1.04	1.03	1.05
防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設置	1.01	1.03	1.04
	撤去	1.01	1.03	1.05
防護柵設置工（落石防護柵）		1.00	1.01	1.02
防護柵設置工（落石防止柵）		1.01	1.02	1.03
道路標識設置工	設置	1.00	1.01	1.01
	撤去	1.01	1.03	1.04
道路付属物設置工	設置	1.00	1.01	1.02
	撤去	1.01	1.03	1.05
法面工		1.00	1.01	1.02
吹付砕工		1.01	1.02	1.03
鉄筋挿入工（ロックボルト工）		1.01	1.02	1.03
道路植栽工	植樹	1.01	1.03	1.05
	剪定	1.01	1.03	1.05
公園植栽工		1.01	1.03	1.05
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.00	1.01	1.02
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.01	1.02	1.04
橋面防水工		1.00	1.01	1.02
薄層カー舗装工		1.00	1.00	1.01
グルーピング工		1.00	1.01	1.01

軟弱地盤処理工		1.00	1.01	1.01
コンクリート表面処理工（ウォータージェット工）		1.02	1.01	1.01

下水道用設計標準歩掛における市場単価

名称	規格・仕様	補正係数		
		4週6休以上 4週7休未満	4週7休以上 4週8休未満	4週8休以上
硬質塩化ビニル管設置工		1.01	1.02	1.03
リブ付硬質塩化ビニル管設置工		1.01	1.02	1.03
砂基礎工	人力施工	1.01	1.03	1.05
	機械施工	1.01	1.03	1.05
砕石基礎工	人力施工	1.01	1.03	1.05
	機械施工	1.01	1.03	1.05
組立マンホール設置工		1.01	1.03	1.05
小型マンホール工		1.00	1.00	1.01
取付管及びます設置工	ます設置工	1.00	1.01	1.01
	取付管布設及び支管取付工	1.00	1.01	1.02

(様式1)

年 月 日

週休2日制工事取組証

名称

代表者名 (契約の相手方) 様

工事名		
最終契約金額※1	金	円
本工事の業種※2		
週休2日制の形式		完全週休2日制工事
		週休2日制工事

※1 最終契約金額1千万円未満の工事は取組証発行対象外

※2 (例) 土木工事業の場合はP C 工事を含むため、「土木工事業 (P C 工事除く)」と記載
(例) P C 上部工事の場合は「プレストレストコンクリート工事」と記載

瀬戸市長 川本 雅之 印

(参考1) 完全週休2日制工事

(〇：工事実施日)							完全週休2日取得率			休日取得率		
日	月	火	水	木	金	土	週回数	土日休2週間数	備考	日数	休日数	備考
※2期間中 休1 休2							—	—	施工期間が火～土曜日の場合、施工期間を含む週を対象期間から除く。また、施工期間が日曜日の場合は、施工期間を前日の日曜日にする。	—	—	施工期間が火～土曜日の場合、施工期間を含む週を対象期間から除く。また、施工期間が日曜日の場合は、施工期間を前日の日曜日にする。
休1	〇	〇	〇	〇	〇	休1	1	1	北沢条件による半週間の休日取得率。	7	2	
〇	〇	〇	〇	〇	〇	休1	0.5	0.5	発注者が対象外と指定した期間以外の期間等とし、これにより工期が欠けられた場合は0.5週間としてカウントする。	1	1	発注者が対象外と指定した期間は非対象期間とする。
休1	〇	休1※1 休2	〇	集中休暇(3日間)			0.5	0.5	集中休暇の対象期間とし、これにより工期が欠けられた場合は0.5週間としてカウントする。	4	2	集中休暇は非対象期間とする。
〇	〇	〇	〇	〇	〇	休1	1	0	北沢条件による取得率が2であるが、調整が可成りでないことからカウントしない。	7	1	
休1	〇	集中休1	〇	休1※1 休2	〇	休1	1	1		7	4	
休1	〇	〇	〇	〇	〇	休1	1	0	雨天による集中休1は休1と認めない。	7	2	雨天による集中休1は休1と認めない。
休1	〇	〇	〇	〇	〇	〇	1	0	土曜日は工事実施(集中休1)したためカウントしない。	7	1	
休1	〇	〇	〇	〇	〇	休1	1	1		7	2	
〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	—	—	施工完了日が日～土曜日の場合、施工完了日を含む週を対象期間から除く。また、施工完了日が日曜日の場合は、施工完了日を平日の日曜日にする。	—	—	施工完了日が日～土曜日の場合、施工完了日を含む週を対象期間から除く。また、施工完了日が日曜日の場合は、施工完了日を平日の日曜日にする。
休日※2							—	1	2日間(0.5週間～1.0週間) (1日当たり休1の0.5週単位として加算する。)	—	—	上記の休日数を含む。
取得率							7	5	完全週休2日取得率=71.4%※2 (5週間/7週間)	47	15	休日取得率=31.9%※2 (15日/47日)
工事完成予定							完全週休2日取得率=71.4% > 70% かつ 休日取得率=31.9% > 28.5% →評価対象					
竣工の截止							休日取得率=31.9% > 28.5% →4週8休以上として補正対象					

※1 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

※2 少数第2位切り捨て

(参考) 週休2日制工事

(〇：工事実施日)							休日取得率		
日	月	火	水	木	金	土	日数	休日数	備考
※2期間中 休1 休2							—	—	施工期間が火～土曜日の場合、施工期間を含む週を対象期間から除く。また、施工期間が日曜日の場合は、施工期間を前日の日曜日にする。
休1	〇	〇	〇	〇	〇	休1	1	1	北沢条件による半週間の休日取得率。
〇	〇	〇	〇	〇	〇	休1	0.5	0.5	発注者が対象外と指定した期間以外の期間等とし、これにより工期が欠けられた場合は0.5週間としてカウントする。
休1	〇	休1※1 休2	〇	集中休暇(3日間)			0.5	0.5	集中休暇の対象期間とし、これにより工期が欠けられた場合は0.5週間としてカウントする。
〇	〇	〇	〇	〇	〇	休1	1	0	北沢条件による取得率が2であるが、調整が可成りでないことからカウントしない。
休1	〇	集中休1	〇	休1※1 休2	〇	休1	1	1	
休1	〇	〇	〇	〇	〇	休1	1	0	雨天による集中休1は休1と認めない。
休1	〇	〇	〇	〇	〇	〇	1	0	土曜日は工事実施(集中休1)したためカウントしない。
休1	〇	〇	〇	〇	〇	休1	1	1	
〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	—	—	施工完了日が日～土曜日の場合、施工完了日を含む週を対象期間から除く。また、施工完了日が日曜日の場合は、施工完了日を平日の日曜日にする。
取得率							47	15	休日取得率=31.9%※2 (15日/47日)
工事完成予定							休日取得率=31.9% > 28.5% →評価対象		
竣工の截止							休日取得率=31.9% > 28.5% →4週8休以上として補正対象		

※1 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

※2 少数第2位切り捨て